

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年9月14日(金)
午後0時57分～午後1時48分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 大友 康信
委員 大久保主計 委員 菊地 忍
委員 郷内 良治 委員 丹野 政喜
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 健康福祉部長 小林 喜 幸
出席をした こども支援課長 加藤 公 一
者の職氏名 介護長寿課長 小久保 眞由美
こども支援課長補佐 千葉 貴 俊
介護長寿課長補佐 中山 聖 子
兼介護調査係長 中 山 聖 子
こども支援課長 鈴木 智 弥
子育て支援係長 堀 籠 純 子
こども支援課長 堀 籠 純 子
主幹兼保育係長 堀 籠 純 子
こども支援課主幹 郷内 達 也
兼児童育成係長 郷内 達 也
兼介護長寿課主幹 菱 沼 美由紀
兼介護管理係長 菱 沼 美由紀
兼介護長寿課主幹 中 島 千鶴子
兼長寿健康係長 中 島 千鶴子
- 6 事務局職員 事務局 長 小野寺 俊
主幹兼議事調査係長 川 上 真理子

庶 務 係 長 佐 藤 恵 子

7 付 議 事 件

- (1) 議案第96号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第97号 名取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例等の一部を改正する条例
- (3) 議案第98号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第99号 名取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第100号 名取市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第101号 名取市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

午後0時57分 開会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第96号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第96号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号 名取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例等の一部を改正する条例を議題

といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 今回の改正について、管理者が名取市暴力団排除条例に則していることが要件だと思います。それをどのように確認しているのか、伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 管理者等は暴力団員であってはいけないということで、もちろん指定の要件に暴力団員ではないということを規定しておりますので、まず、暴力団員はその指定申請ができないということになりますけれども、その確認として、介護保険法第78条の2第4項各号に該当しない旨及び暴力団員等ではない旨の誓約書ということで別の書類を添付していただくこととなっております。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 誓約書ということで、申請者が提出する書類だけだと思いますが、その裏づけというか、警察とかそういったところに、情報確認のようなものはしないのかということをお伺いしたいのですが。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） その書類の中に、宮城県警察本部に照会することを承諾しますという文言を入れておりますので、何らかの不自然な兆候があるようでしたら、宮城県警察本部に照会をしたいと思っております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。菊地忍委員。

○委員（菊地 忍） 今回はまとめ条例という形で、資料はその1からその6までありますが、共通しているのが、例えば、その1であれば第3条に第3項と第4項を追加するという部分だと思いますが、その1の第3条第3項にあります、管理者その他これに準ずる者は暴排条例云々とある中で、この管理者はわかりますけど、その他これに準ずる者というのはどういう方を指すのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 管理者はもとより、当該事業所の業務を統括する者の権限を代行できる職員等を想定しております。

○委員長（小野寺美穂） 菊地忍委員。

○委員（菊地 忍） 通常、管理者であれば、常勤の者が管理者となるはずですが、今言った統括するというのは、法人でいえばその上にいる方という意味なのか、その辺もう少し伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 事業所によりますけれども、管理者のほかには所長がいる場合もあります。そういう人を想定しての文言となっております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に則しているかどうかということで、先ほど疑いがあった場合に照会をするということでしたが、これまでそのような疑いを持った事例について、市内とか近隣であったかを、伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（小久保眞由美） 今まではそういう事例はありませんでした。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第97号 名取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） まず、改正の背景となる現状を伺います。既存の施設では、代替保育に関して、提供施設の連携は、現在、確実に行われているということの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 連携施設については、現在、提携しているところはありません。今、内部で調整しているところです。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 今の答弁の意味がわからないのですが、今回は、代替保育の提供も緩和される改正だと思って理解していましたが、現在は、家庭的保育事業の、いわゆる条例で定めている代替保育等の提供というのは、ないということよろしいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 現在のところ、家庭的保育事業所が連携施設として提携しているところはありません。代替保育も含めて、連携施設として協力しているところはありません。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありますか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 家庭的保育事業に関して、連携する施設がなくても、それは事業として法的に成り立つということよろしいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 今のところ5年間猶予期間がありまして、その5年以内で連携先を探すということになっております。現在、その連携先については、こども支援課でいろいろと調整しているところです。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） そうすると、この緩和によって、その連携先の施設の幅が広がると理解できるのですが、そういうメリットなりデメリットを、どのように担当課としては捉えているのか、伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 連携先が拡大されたということで、連携先を確保しやすくなる改正と捉えております。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） デメリットについては、今のところ特にないと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 資料の中央、第17条第2項第4号のところですが、食事の提供の特例で食事の外部搬入ということですが、現状とそれをこれぐらいまで拡大するというその具体的な例など伺えればと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 現在のところ、2保育園が外部からの搬入をしております。

今回、対象が拡大されることによって、外部搬入先も確保しやすくなると考えております。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 現在、搬入してもらう外部業者は、給食施設であるとか、例えば、PFIのいただきスマイルかんみたいなところから来ているのですか。それとも、一般の事業者から搬入されている形になっているのですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 現在、搬入先として連携しているところは、同じ系列関係のところから搬入しているようです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 同じ系列の保育事業者の給食をつくっているところからの搬入ということは、例えば、一般の事業所や販売店から買ってきて提供しているということではないということですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 今、委員がおっしゃったとおりです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 同じく食事提供の特例について、同じ系列からの搬入が2保育園、そのほかは自前で提供していると、その他の家庭的保育事業につ

いては、自前で提供するというのが原則で、今回、この特例によって、どれくらいの効果というか、事業所が外部へ発注をするという見込みがありますか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 既存の家庭的保育事業等の施設は、現在9カ所あります。自前で提供しているところが7カ所、系列の保育所から搬入しているのが2カ所ですので、今のところ、今回の改正で外部からの搬入がふえるということはないと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。菊地忍委員。

○委員（菊地 忍） 第7条第3項第2号で伺います。事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認めるものという規定になっていますが、この同等の能力を有するというのは、何をもってその同等とするのかということをお知らせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） A型、B型、C型と事業者ありますが、大きく違うのは、職員が保育士の資格を持っているかどうかの違いであります。A型は全て保育士の資格を持っているということになりますので、全ての職員が保育士の資格を持っているということが、能力を有するところにかかると考えております。

○委員長（小野寺美穂） 菊地忍委員。

○委員（菊地 忍） そうしますと、いわゆる今認可外であって、A型と同じように全員が保育士であるというのであれば認められるということになる。面積要件とかは一切関係なくなるという意味ですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） A型、B型、C型とありますが、C型は若干面積要件が違うのですが、A型、B型については面積の基準は同じです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。菊地忍委員。

○委員（菊地 忍） 今の件ですが、同等の能力を有するものというものは、全員が保育士であれば、認可外であっても認められるということになるのか。認可外は、いわゆる面積要件とか保育士の数の要件により認可外になっているかと思いますが、全員が保育士であれば、面積要件は緩和されるという理解でよ

ろしいのですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 委員おっしゃるとおり、保育士の資格があれば、認可外であっても、同等の能力を有すると認められるということでありませぬ。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第98号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 名取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） これもまた現状を確認してからというか、改正の背景となることをお聞きします。現在の職員の構成といいますか、放課後児童支援員、あと資格のない補助員とに分けられると思いますが、現在の施設の職員構成の割合を教えてください。

○委員長（小野寺美穂） 暫時休憩します。

午後1時18分 休憩

午後1時26分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

休憩いたします。再開は、追って予鈴でお知らせいたします。

午後1時26分 休憩

午後1時34分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

大久保主計委員の質疑に対する答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 4月1日現在の職員の数ですが、正職員が6名、嘱託職員が31名、臨時職員が17名の54名であります。そのうち5名が補助員となっており、率にしますと9.25パーセントが補助員の割合となります。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 職員構成を聞いたのは、5名の方が補助員ということで、その方が、例えば、今回の第11条第3項第10号、これは5年以上従事した場合は、放課後児童支援員として仕事ができますということだと思えます。第11条第3項第9号でも従事した年数が2年以上という規定があります。この間は、パートタイムでも、働いている時間は関係なく、従事している年数が5年以上だと、説明がありました。その時間の規定というのは本当になしで、パートタイムでも5年以上従事していればいい。例えば、パートタイムの場合だと短時間なので、週29時間以下でしたか。そうすると、例えば、臨時職員で5年従事した人と、短時間で従事した人とでは、大分その経験の差がつくと思いますが、その辺はどのように整理しているのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） あくまでも何年間ということでの規定で、時間的な規定はありませんので、何年間従事したかというところで判断するようになると思います。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 2年以上で資格が取れるという第9号の規定があるのに、どうしてこの5年以上という規定を今回わざわざ追加したのかというところの理解が私はできないのです。今回、第9号があるにもかかわらず第10号を追加したその理由は何ですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 第9号には高等学校卒業者等とありますので、その辺を加味しているというところです。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 私よくわからないので、もう一回確認させてください。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準には、高等学校か中等教育学校を卒業した人は2年以上と第38条にはあります。その辺との兼ね合いがちょっと私には理解できない。学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者で、省略しますけれども、2年以上の児童福祉事業に従事した者と児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第38条にあります。この辺との、その5年以上の規定を追加する必要性について、私はちょっと理解に苦しむのですけれども。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 第38条で規定している基準は児童厚生施設の基準でありまして、今回は放課後児童支援員ということで規定が違うと考えております。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 指定管理者の協定書を見ますと、この仕様書の中には、職員体制については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に規定する者とあります。今回の放課後児童支援員というのは、そうすると直営でやっている施設に限られるということの理解でよろしいのですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 第38条の規定は、児童厚生施設の基準となります。放課後児童健全育成事業の基準による放課後児童支援の配置については本条例の基準ということになります。そして、指定管理についても、同じく本条例の規定を適用させて人員の配置をお願いしているところであります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） それで1つ聞きたいのは、そういういわゆる最低基準の、最たるものがその職員の資格だと思います。今回そういう職員の資格要件を緩和するというか、広く募集できるようにする内容だと思いますが、この条

例第4条に、最低基準の向上というのがありまして、その向上の監督については名取市子ども・子育て会議に意見を聞いて市長が監督するとあります。この趣旨からすると、今回の最低基準の最も重要な職員の資格要件にかかわる改正については、その名取市子ども・子育て会議の意見も聞く必要があると思いますが、そのような考えはなかったのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 条例の第4条に名取市子ども・子育て会議の意見を聞き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行うものに対して、最低基準を超えて勧告をすることができるという規定がありますが、今回の改正については、同会議の意見を聞いたわけではありません。国から示された改正の要綱を基準に今回改正したということでありまして。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 私は名取市子ども・子育て会議の意見を聞くべきだと思います。国が示すものがそのまま本市の地域に当てはまるかといったら、当てはまらないと思います。だから、しっかりと地域の実情を調べるべきだと思います。

そこで、この改正で、いわゆる職員の資格要件を緩和したことによって、子供の安心・安全を確保できるのかというところがありますが、その辺のお考えはどうですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 今回の改正は、資格等について拡大し採用しやすくするものですが、この資格要件プラス、県が行う研修を修了しないと放課後児童支援員にはなれないことになっております。研修を受けて、自分のスキルを磨く、その上で放課後児童支援員になれるということです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第99号 名取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 名取市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第100号 名取市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 名取市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第101号 名取市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第96号から議案第101号までに対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成につきましては委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時48分 散会

平成30年9月14日

民生教育常任委員会

委員長 小野寺 美穂